

# 中小企業防災・減災投資促進税制のポイント

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得した場合に、特別償却を可能とする、新しい制度を創設。

## 1 計画の認定が必要です

計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が対象となります。

## 2 防災・減災設備が対象です

災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。

＜対象設備＞

- ・機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ・器具・備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ・建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

## 3 取得価額の20%の特別償却が受けられます

対象設備への投資に対する特別償却（20%）が適用可能です。

※適用期限は平成32年度末までです。

### 【税制措置のスキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

#### ①「計画」策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間  
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

### 適用例

- 水害からの早期復旧を果たすため、止水板、排水ポンプなどの設備を導入。
- 地震発生時にサーバがダウンしないよう、制震ラックや非常用発電機を導入。

